

古田史学の会・東海

# 東海の古代

第151号 平成25(2013)年3月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 魏朝、景初・正始年の朔干支

瀬戸市 林 伸禧

### はじめに

中国魏朝の景初・正始年の朔干支表(案)を作成したので報告する。なにぶんにも、暦については浅学であるので、会員諸氏の御教示をいただければ幸いです。

また、朔干支表作成にあたっては、洞田一典著『三国志』における日付けの干支表現(「古田史学会報」50号、2002〈平成14〉年6月)を参考にさせていただいた。

### 1 「景初」年号

#### (1) 始期

「青龍」から「景初」への改元は、『三国志』

魏書・明帝紀(卷第三)に

景初元年春正月壬辰 山荏県言黄龍見 荏音仕狸反 於是有司奏 以爲魏得地統 宣以建丑之爲正 三月定曆改年爲孟夏四月 ……  
改太和曆曰景初曆 ……

〔一〕魏書曰 初文皇帝御位以受禪于漢 因循漢正朔弗改 ……帝據古典 甲子詔曰「……今推三統之次、魏得地統 當以建丑之月爲正月 …… 其改青龍五年三月爲景初元年四月」

〔二〕臣松之按 魏爲土行 故服色尚黄 行殷之時以建丑爲正故犧牲旅旗一用殷禮 ……  
鄭玄云「夏后氏以建寅爲正 …… 殷以建丑爲正 …… 周以建子爲正\*1 ……」 ……

(中華書局版二十四史第3冊『三国志』\*2 37頁)

景初元年(二三七)春正月壬辰の日(十八日)、山荏さんしん県から黄龍が出現したと報告してきた。このとき担当官吏が上奏し、魏は地統を得ているゆえ、建けん丑ちゆうの月を正月とすべきだと主張した。

三月に曆を改定し年号を改めて孟夏(初夏)四月とした。……

太和曆を改めて景初曆と名づけた。

〔一〕『魏書』にいう。そのむかし、文帝が即位して、後漢

\*1 三正(さんせい)とは、中国戦国時代に唱えられた年始をどこに置くかについての3種類の考え方、夏正(かせい)・殷正(いんせい)・周正(しゅうせい)を総称したもの。夏王朝・殷王朝・周王朝における曆(夏曆・殷曆・周曆)で用いられていたと主張され、それぞれ建寅・建丑・建子の月を正月とし、その朔日を年始とした。建寅・建丑・建子とは、月建と呼ばれるもので12ヶ月に十二支を配当したものであり、冬至を含む月を建子の月とした。

このうち戦国各国が主として採用したのは夏正であり、これは夏・殷・周と王朝交替してきた歴史から周の後を継いでいる王朝は自国であるという正統性を示すためである。

……この顛項曆が秦代、前漢初期と使われていたのであるが、太初の改曆において年始を建寅の月(正月)とし、以後、現在に至るまで太陰太陽曆の年始には夏正が用いられている。(ウィキペディアによる。)

\*2 中華書局版二十四史第3冊『三国志』: 點校本の縮印本、1997年9月、中華書局

から禪譲を受けたとき、漢王朝の暦に従って改定しなかった。……明帝は古典に依拠し、甲子の日(三月二十六日)、詔勅を下して述べた、「……いま三統の順序を推しはかると、魏は地統あたるゆえ、建丑の月(十二月)をもって正月とすべきである。……よって青龍五年三月を景初元年四月と改める。」

〔二〕臣 斐松之は考える。魏は五行のうち土行にあたるために、衣服の色は黄色を尊重したのである。殷の暦を用いて、建丑の月をもって正月としたために、犠牲や旗はすべて殷の礼を用いたのである。……

鄭玄は、「夏后氏は建寅の月(一月)をもって正月とした。……殷は建丑の月(十二月)をもって正月とした。……周は建子の月(十一月)をもって正月とした。……」……  
(『正史三国志』1\*1、259～262頁)

と記述されている。

この記述から、暦法を改定(太和暦から景初暦)するとともに、年号を改元(青龍から景初)したことがわかる。改定時期は青龍五年三月(景初元年四月)である。

また、夏正から殷正に変えたため、月数は<sup>ひとつき</sup>一月繰り上がることとなる。なお、『三国志』では景初元年正月に上奏したと記述しているが、実際は青龍四年十二月である。

## (2) 終期間

「景初」が「正始」に改元されたのは、『三国志』魏書・三少帝紀(巻第四)の景初三年十二月條に

十二月 詔曰「烈祖明皇帝以正月棄背天下 臣子永惟忌日哀 其復用夏正 …… 夏正於數爲得天正 其以建寅之月爲正始元年正月 建丑之月爲後十二月」

(中華書局版二十四史第3冊『三国志』39・40頁)

十二月詔勅を下した、「烈祖明皇帝は正月に天下を見捨てられ、臣下や子供たちはいつまでもそのご命日の哀しみを抱きつづけている。それゆえふたたび夏王朝の暦を使用せよ。……また夏王朝の暦は暦法において、天の暦と合致している。そこで建寅の月(一月)を正始元年正月とし、建丑の月(十二月)を後の十二月とせよ。」

(『正史三国志』1、287頁)

と記述されているように、景初三年十二月である。

これから、景初から正始に年号の改元が行われたとともに再び殷正から夏正に変更して月数を<sup>ひとつき</sup>一月繰り下げた。建寅の月を正始元年正月とすると景初四年二月にあたる。つまり、改元すると、  
景初三年 十二月(建子の月)  
景初四年 正月(建丑の月)  
(景初四年 二月)  
正始元年 正月(建寅の月)

となり、正月が2回続き紛らわしいので、次のように

景初三年 十二月(建子の月)  
景初三年 後十二月(建丑の月)  
正始元年 正月(建寅の月)

として、景初四年正月を「景初三年後十二月」としたのである。これで、青龍年号と同一月となる。

このことから、魏国内では景初四年は存在しない。魏の影響を受ける国々でも、景初四年は存在しないこととなるが、これらの国々ではどれだけ周知されているかが検討課題である。

## 2 「正始」年号

正始年号の始まりは、前項で記載したとおりであるが、正始から嘉平に改元されたのは、『三国志』魏書・三少帝紀(巻第四)の嘉平元年三月四月條に

(嘉平元年)夏四月乙丑 改年

(中華書局版二十四史第3冊『三国志』41頁)

(嘉平元年)夏四月乙丑の日(八日)年号を改定した。

(『正史三国志』1、299頁)

と記述されており、正始は正始十年三月まで用いられたこととなる。

これらを踏まえると、景初・正始年号の暦は表1「景初・正始年号暦表」のとおりである。

## 3 景初・正始年の朔干支

\*1 『正史三国志』1：今鷹真・井波律子訳、ちくま学芸文庫、1992(平成4)年11月、筑摩書房。

『新訂補正 三正綜覧』を基に、表2「景初・正始年の朔干支表(案)」を作成した。

また、『三国志』には、景初・正始の日干支が記述されているので、『正史三国志』及び『三国志』における日付けの干支表現(洞田一典著)により案の検証した。

その状況は、表3『三国志』魏書(青龍四年～正始九年)に於ける日干支・朔干支のとおりである。

#### 4 検討課題

『新訂補正 三正綜覧』により朔干支表を作成したが、青龍から景初に改元するときの景初元年朔干支が、洞田氏が記述している朔干支と異なっている。その状況は表4「景初元年にお

ける朔干支比較」のとおりである。なお、景初三年十二月から正始元年三月までの朔干支は同じである。

会員諸氏の御意見を伺います。

表4 景初元年における朔干支比較

年・月	私案	洞田説	参考	
景初元年正月	庚午	己巳	青龍四年十二月	庚午
〃 二月	己亥	戊戌	〃 五年正月	己亥
〃 三月	己巳	戊辰	〃 〃 二月	己巳
〃 四月	戊戌	丁酉	〃 〃 三月	戊戌

表1 景初・正始年号暦表

月	月別称	青龍(夏正)	景初(殷正)			正始(夏正)		
(12月)	(建丑月)	四年十二月	(元年正月)	二年正月	三年正月			
1月	建寅月	五年正月	(元年二月)	〃 二月	〃 二月			
2月	建卯月	五年二月	(元年三月)	〃 三月	〃 三月	〃 二月	〃 二月	
3月	建辰月	(五年三月)	元年四月	〃 四月	〃 四月	〃 三月	〃 三月	
4月	建巳月		〃 五月	〃 五月	〃 五月	〃 四月	〃 四月	
5月	建午月		〃 六月	〃 六月	〃 六月	〃 五月	〃 五月	
6月	建未月		〃 七月	〃 七月	〃 七月	〃 六月	〃 六月	
7月	建申月		〃 八月	〃 八月	〃 八月	〃 七月	〃 七月	
8月	建酉月		〃 九月	〃 九月	〃 九月	〃 八月	〃 八月	
9月	建戌月		〃 十月	〃 十月	〃 十月	〃 九月	〃 九月	
10月	建亥月		〃 十一月	〃 十一月	〃 十一月	〃 十月	〃 十月	
11月	建子月		〃 十二月	〃 十二月	〃 十二月	〃 十一月	〃 十一月	
12月	建丑月					(四年正月) 〃 後十二月	〃 十二月	〃 十二月

- ※1 閏月を除く。
- 2 青龍から景初に改元は青龍五年三月(景初元年四月)からである。一月繰り上げた。
- 3 景初から正始に改元は、景初三年十二月である。一月繰り下げて、「景初四年正月」を「景初三年後十二月」とした。

表 2

景初・正始年の朔干支表(案)

青 龍		景 初			正 始										
月	五年	月	元年	二年	三年	月	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
(四年) 十二月	庚午	正月	(庚午)	癸亥	丁亥										
(五年) 正月	己亥	二月	(己亥)	癸巳	丁巳	正月	辛亥	乙巳	己巳	甲子	戊午	壬午	丙子	庚子	乙未
二月	己巳	三月	(己巳)	壬戌	丙戌	二月	辛巳	乙亥	己亥	癸巳	戊子	辛亥	丙午	庚午	甲子
三月	戊戌	四月	戊戌	壬辰	丙辰	三月	庚戌	甲辰	戊辰	癸亥	丁巳	辛巳	乙亥	己亥	甲午
		—	—	—	—	閏三月	—	—	—	—	丁亥	—	—	—	—
		五月	戊辰	辛酉	乙酉	四月	庚辰	甲戌	戊戌	壬辰	丙辰	辛亥	乙巳	己巳	癸亥
		六月	丁酉	辛卯	乙卯	五月	己酉	甲辰	丁卯	壬戌	丙戌	庚辰	甲戌	戊戌	癸巳
		七月	丙寅	庚申	甲申	六月	己卯	癸酉	丁酉	辛卯	乙卯	庚戌	甲辰	戊辰	壬戌
		—	—	—	—	閏六月	—	癸卯	—	—	—	—	—	—	—
		八月	丙申	庚寅	甲寅	七月	戊申	壬申	丁卯	辛酉	乙酉	己卯	甲戌	丁酉	壬辰
		九月	乙丑	庚申	癸未	八月	戊寅	壬寅	丙申	庚寅	甲寅	己酉	癸卯	丁卯	辛酉
		十月	乙未	癸丑	癸丑	九月	丁未	辛未	丙寅	庚申	甲申	戊寅	癸酉	丙申	辛卯
		十一月	甲子	己未	壬午	十月	丁丑	辛丑	乙未	己丑	癸丑	戊申	壬寅	丙寅	庚申
		閏十一月	—	戊子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		十二月	甲午	戊午	壬子	十一月	丙午	庚午	乙丑	己未	癸未	丁丑	壬申	丙申	庚寅
	(景初四年正月) 後十二月				壬午	十二月	丙子	庚子	甲午	己丑	壬子	丁未	辛丑	乙丑	己未
		—	—	—	—	閏十二月	—	—	—	—	—	—	辛未	—	—

※1 朔干支は、『新訂増補 三正綜覧』を基に作成した。  
 正始年は『新訂増補 三正綜覧』の同月朔干支を、景初年は、『新訂増補 三正綜覧』の一月繰り上げて朔干支を用いた。  
 2 景初元年1～3月の朔干支は、暦法上の朔干支である。現実に使用されていた朔干支は青龍4年12月～5年2月の朔干支である。  
 3 網目は、『三国志』で記述されている日干支から算出した朔干支である。

表 3

## 『三国志』魏書(青龍四年～正始九年)に於ける日干支・朔干支

年数	原文		『正史三国志』		洞田説・私案	
	月	日干支	朔干支	日付	朔干支	日付
青龍四年	五月	乙卯	癸卯	13日		
		丁巳	〃	15日		
	六月	壬申	壬申	1日		
	七月	甲寅	壬寅	13日		
	十月	己卯	庚午	10日		
		甲申	〃	15日		
		乙酉	〃	16日		
	十一月	己亥①		?	景初曆 己亥	<b>11月 1日</b>
	十二月	癸巳②	庚午	24日	庚午	<b>12月24日</b>
		乙未②	〃	26日	〃	<b>12月26日</b>
景初元年	正月	壬辰③	乙亥	18日	己巳 庚午	<b>正月24日</b> 正月23日
	一	甲子	己亥	3月26日	戊戌	3月27日
	五月	己巳	戊辰	2日		
		己丑	〃	22日		
	六月	戊申	丁酉	12日		
		己亥	〃	3日		
		丁未	〃	11日		
	七月	丁卯	丙寅	2日		
		己卯	〃	14日		
		辛卯	〃	26日		
	九月	庚辰④	乙丑	8月16日	乙丑	9月16日
	十月	丁未	乙未	13日		
		癸丑	〃	19日		
		乙卯	〃	21日		
	十二月	壬子	甲午	19日		
		丁巳	〃	24日		
		己未	〃	26日		
二年	二月	癸卯	癸巳	11日		
		癸丑	〃	21日		
	四月	庚子	壬辰	9日		
		壬寅	〃	11日		
		庚戌	〃	19日		
	五月	乙亥	辛酉	15日		
	八月	癸丑	庚寅	24日		
		丙寅⑤	丁巳	9月10日	庚申	<b>9月 7日</b>
	十一月	壬午	己未	24日		
	閏月	—	—	—		
	十二月	乙丑	戊午	8日		
辛巳		〃	24日			
甲申		〃	27日			

年数	原文		『正史三国志』		洞田説・私案	
	月	日干支	朔干支	日付	朔干支	日付
景初三年	正月	丁亥⑥	丁亥	1日		
		癸丑	〃	27日		
		丁亥⑥	〃	12月 1日	丁亥	正月 1日
	二月	丁丑⑦	丁巳	1月21日	丁巳	2月21日
正始元年	二月	乙丑⑧		?	辛亥 庚戌	<b>正月15日</b> <b>3月16日</b>
		丙戌⑧	辛巳	6日	辛巳	<b>2月 6日</b>
		丙寅⑧	庚戌	17日	辛亥 庚戌	<b>正月16日</b> <b>3月17日</b>
		六月	辛丑	癸酉	29日	辛丑
二年		己卯⑨		?	癸酉 甲申	<b>7月 7日</b> 7月 8日
三年	七月	甲申	丁卯	18日		
		乙酉	〃	19日		
四年	四月	乙卯	壬辰	24日		
	五月	朔	—	—		
五年	四月	朔	—	—		
		五月	癸巳	丙戌	8日	
		丙午	〃	21日		
六年	十一月	癸卯	癸未	21日		
		己酉	〃	27日		
	二月	丁卯	辛亥	17日		
		丙子	〃	26日		
八月	丁卯	己酉	19日	己酉	<b>8月19日</b>	
	癸巳⑩		?	戊寅	<b>9月16日</b>	
	十二月	辛亥	丁未	5日		
七年	八月	乙亥	〃	29日		
		戊申	癸卯	6日		
	己酉	〃	7日			
八年	二月	朔	—	—		
九年	二月	癸巳	甲子	30日		
	三月	甲午	甲午	1日		

※ 1 日干支以外に、閏月及び朔日を記載した。

2 ゴシック体：洞田説、明朝体：筆者

3 『正史三国志』覽の朔干支は、日付から逆算して算出した。

4 『正史三国志』の日付覽の「？」は、不明として記述されている。

5 日干支・朔干支の関係は次のとおりである。

- ① 十一月朔は「庚子」で「己亥」はその前日である。また、10月朔は「辛丑」で「庚子」の前々日である。十二月己亥であれば、十二月朔庚午30日(己亥)となる。洞田氏は景初暦で算出すると十一月朔は「己亥」としてあるとしている。
- ② 洞田説では青龍四年十二月朔(庚午)から「癸巳(二十四日)、乙未(二十六日)」であり、景初暦では、景初元年正月朔(乙亥)から「癸巳(十九日)、乙未(二十一日)」としている。
- ③ 正月壬辰を『正史三国志』では「正月朔乙亥十八日(壬辰)」としているが、正月朔を庚午とすれば二十三日(壬辰)となる。洞田説では正月朔己巳二十四日(壬辰)である。
- ④ 九月庚申を『正史三国志』では「八月朔乙丑十六日(庚申)」としているが、九月朔乙丑十六日(庚辰)となるので、『正史三国志』の誤記ではないかと思われる。
- ⑤ 八月丙寅を『正史三国志』では「九月朔丁巳十日(丙寅)」としているが、洞田説の「九月朔庚申七日(丙寅)」が正しいと思われる。

⑥

目次	原文(中華書局版)	『正史三国志』	私案
卷三 明帝紀	(景初)三年春正月丁亥(37頁)	一日(275頁)	
卷四 三少帝紀	景初三年正月丁亥朔(39頁)	十二月一日(284頁)	誤記? 正月一日と記述すべきと思われる。

- ⑦ 景初三年二月丁丑を『正史三国志』では「正月朔丁巳二十一日(丁丑)」としているが、二月朔丁巳二十一日(丁丑)でもなりたつので、『正史三国志』の誤記ではないかと思われる。
- ⑧ 干支の順序から次の表になるとと思われる。

原文(中華書局版)		『正史三国志』	(朔)	洞田説	私案
卷四 三少帝	正始元年 春二月乙丑	正始元年(二四〇) 春二月乙丑の日(?)	?	正月辛亥朔十五日 三月庚戌朔十六日	正月辛亥朔十五日
	丙戌	丙戌の日(六日)	辛巳	二月辛巳朔六日	二月辛巳朔六日
	丙寅	丙寅の日(十七日)	庚戌	正月辛亥朔十六日 三月庚戌朔十七日	三月庚戌朔十七日

※1 「春二月朔辛巳」とすると、乙丑(四十五日)、丙寅(四十六日)となる。

2 『正史三国志』では、「春二月乙丑」について注で次のように記述している。

(4) 乙丑は二月にない。乙酉のまちがいであろうか。それならば五日になる。

(『正史三国志』1、369頁)

- ⑨ 正始二年六月己卯は、六月朔癸酉から「己卯」は六月七日となるが、前文で六月二十九日(辛丑)が記述されているので、翌々月の「7月朔壬申八日(己卯)」と思われる。なお、閏六月己卯とすれば、「閏六月朔癸卯三十六日(己卯)」となり整合がとれない。
- ⑩ 正始六年八月癸巳は、八月朔己酉から「癸巳」は四十五日となる。ゆえに、翌月の九月癸巳とすれば、「9月朔戊寅十六日(癸巳)」となり整合がとれる。

# 中国史書における珊瑚樹について

名古屋市 石田敬一

## 1 はじめに

2013年2月の例会において、林伸禧氏は、中小路俊逸氏の「海と人と王権と」（古田武彦編『倭国の源流と九州王朝～シンポジウム～』、1990年12月、新泉社）に記述されている学問の方法について紹介されました。その方法は古賀達也氏が本会で講演されたフィロロギーに通じるものだと思います。もとより私も「根拠を求め、論理に従って進み」「自分がいったん到達した帰結にとって、もっとも都合の悪いものの発見と、それについての検討」を心がけたいと思っています。

たとえば、2013年2月の当例会において「冠位十九階」の話題がありました。冠位十九階が九州王朝の制度であるのかどうか、常陸國と陸奥國は同じなのか、「信太郡」の地は出身地なのか領地なのか、彩色古墳の埋葬者との関係はどうか。様々な問題が頭をよぎりますが、その根拠が明確であるのかどうか、また論理的であるのかどうかの検討が重要です。

私は、「九州王朝ありき」から出発するのではなく、まず根拠を明確にし、その上で論理展開したいと思います。

## 2 正史における珊瑚樹

現代では、珊瑚樹といえば普通は、樹木の珊瑚樹のことを指します。海のサンゴは、「珊瑚」と書いて「樹」を付けないのが一般的です。しかしながら、5、6世紀の文献における珊瑚樹の記事が樹木の珊瑚樹であったかどうかはわかりません。

そこで、中国の正史である二十四史のうち、紀元前編集の『史記』を始めとして、『漢書』、『後漢書』、『三國志』、『晉書』、『宋書』、『南齊書』、『梁書』、『陳書』、『魏書』、『北齊書』、『周

書』、『隋書』、『南史』、『北史』、そして10世紀編集の『舊唐書』までの16の中国史書において、珊瑚又は珊瑚樹が記述されている全事例を調べました。その結果、珊瑚又は珊瑚樹が記述されているのは、次表のとおり14の史書で41カ所です。

表 中国史書での珊瑚(珊瑚樹)記述表

番号	史書名	編纂時代	箇所
1	史記	前漢	1
2	漢書	後漢	2
3	後漢書	宋(劉宋)	2
4	三國志	晉	1
5	晉書	唐(648年)	8
6	宋書	梁(488年)	3
7	南齊書	梁	2
8	梁書	唐(636年)	3
9	陳書	唐(636年)	なし
10	魏書	北齊(554年)	3
11	北齊書	唐(636年)	なし
12	周書	唐	1
13	隋書	唐(636年)	4
14	南史	唐	4
15	北史	唐	4
16	舊唐書	後晉(945年)	3
計		—	41

まず、この中で、珊瑚樹が記述されている『晉書』、『南史』、『梁書』、『舊唐書』の4書にある5カ所の記事について、どのように理解すべきか具体的に検討します。

## 3 『晉書』列傳第三、石苞

崇愷爭豪如此 武帝每助愷 嘗以珊瑚樹賜之高二尺許 枝柯扶疏 世所罕比 愷以示崇 崇便以鐵如意擊之 應手而碎 愷既惋惜 又以為嫉己之寶 聲色方厲 崇曰 不足多恨今還卿 乃命左右悉取珊瑚樹有高三四尺者六七株 條幹絕俗光彩曜日

## 如愷比者甚眾 愷怳然自失矣

(中華書局版二十四史第4冊『晉書』265頁)\*1  
石崇<sup>せきすう</sup>と王愷<sup>おうがい</sup>の豪奢<sup>なめ</sup>の争いは此の如く。武帝はいつも王愷<sup>おうがい</sup>を助け、嘗て珊瑚樹<sup>なめ</sup>を下賜す。それは高さ二尺ばかり、枝四方に広がり、世にあるところ珍しく、めったに比べるものなし。王愷<sup>おうがい</sup>これを石崇<sup>せきすう</sup>に示すと、石崇<sup>せきすう</sup>はすぐさま応じてつによい棒で之れを撃ちつけ砕いた。王愷<sup>おうがい</sup>はすっかり悲しみ惜しみ、己の宝を嫉んだ為と声を大にして言った。

石崇<sup>せきすう</sup>は言った。「これでは多くの恨みを晴らすのに不足であろう。今に貴卿にお返しす」と。そこで(石崇<sup>せきすう</sup>は侍者に)命じ珊瑚樹<sup>なめ</sup>を左から右まで悉く取った。高さ三、四尺のもの六、七株で、枝も幹も大変にみごとで、その光彩は日を照らすようであった。王愷<sup>おうがい</sup>が持つものと比べれば甚だ数多く、王愷<sup>おうがい</sup>は茫然自失の如くであった。(読み下しは石田による。以下同じ)

崇<sup>せきすう</sup>は、石崇<sup>せきすう</sup>であり晋の軍人石苞<sup>せきほう</sup>の子で官僚です。また、愷<sup>おうがい</sup>は王愷<sup>おうがい</sup>であり晋の初代皇帝である司馬炎の外戚です。この石崇<sup>せきすう</sup>は資産家であり、同じように大金持ちだった王愷<sup>おうがい</sup>と贅沢を競いました。この珊瑚樹の話は、その競い合いの中の一つのエピソードです。

武帝がに下賜した珊瑚樹は、高さが2尺許です。61cmばかりです。「柯<sup>か</sup>」は曲がった木の枝のことで、「扶疏<sup>ふそ</sup>」は枝が繁茂し分れて広がることを意味していますので、「枝柯扶疏<sup>しつかふそ</sup>」は枝が四方に広がっている状況を示していると思います。

また石崇<sup>せきすう</sup>が示したものは、高さが三、四尺であるので、91cmから122cmほどということになるでしょう。それらの珊瑚樹は「條幹絶俗」とあり「條」は「枝条」と思われますから、木の枝のことで、「幹」は「幹」のことでしようから、木の幹を示していると思います。

このまま字面で読めば、樹木の珊瑚樹のことと思われる。

一方で、樹木の枝や幹を海のサンゴの形状にたとえているとも思われます。

したがって、ここに記述されている珊瑚樹は、

樹木の珊瑚樹か海のサンゴか明確に断定できないように思われます。しかし、その大きさがせいぜい122cmですから、樹木の珊瑚樹よりは海のサンゴと考えた方が大きさとしては合っているように思われます。

なお、『晋書』には「珊瑚之樹」という記述もみられます。

## 4 『南史』列傳第六十九、夷貊下一西域一波斯國

國中有優鉢曇花鮮華可愛 出龍駒馬 鹹池生珊瑚樹長一二尺<sup>〔三七〕</sup> 亦有武魄馬腦真珠玫瑰等

〔三八〕 國內不以為珍

### 校勘記

〔三七〕 「鹹池」各本作「鹹地」據梁書改。

〔三八〕 「武魄」本字「虎魄」此避唐諱改。

(中華書局版二十四史第8冊『南史』515・517頁)

國中に優鉢<sup>うつぱ</sup>の月下美人あり。鮮華で愛しい。龍駒<sup>ろんじゆう</sup>馬を出す。鹹池<sup>えんち</sup>に珊瑚樹生きる。長さ一、二尺。また武魄、馬腦、真珠、玫瑰等あり。国内では以て珍しと為さず。

鹹<sup>えん</sup>は塩辛いという意味ですので、「鹹池<sup>えんち</sup>」は塩分を含んだ池ということになるでしょう。珊瑚樹は塩水の池に生きているという内容を記述していると思われるので、海のサンゴを指しているように思われます。

しかしながら、この「鹹池」について注釈があり、『梁書』では「鹹池」を「鹹地」に書き改めています。樹木の珊瑚樹は、陰樹で被陰に耐え、潮風、塩水に耐性があります。しかも、重粘な土壌から砂地まで土壌を選びません。ということは、他の樹木が育たない塩地でも、樹木の珊瑚樹は生えるので、樹木の珊瑚樹を指し示していると解釈して『梁書』では「鹹地」と書き改めたのかもしれませんが。

したがって、この珊瑚樹の記述は、海のサンゴを表しているとは断定しにくいように思われます。

ただ、その後続く記述に注意しなければなりません。「武魄」は注釈があり「虎魄<sup>こはく</sup>」とされ

\*1 中華書局版二十四史：點校本の縮印本、1997年9月、中華書局



ますので、琥珀こはくでしょうか。「馬腦めのう」は瑪瑙、「真珠しんじゆ」は字のごとく真珠まいかいです。「玫瑰まいかい」は①バラ科の落葉低木、あるいは②ハマナス、あるいは③美石の一つのどれかを指していると思われます。「玫瑰まいかい」が①の樹木を指しているだとすれば、この珊瑚樹は樹木であつてもおかしくないといえます。③の美石を表しているとしたら、この記事の珊瑚樹は、海のサンゴが妥当といえるでしょう。

いずれにしてもこの記述のみでは決めがたいと思われる。

なお、『南史』の列傳第二十九には「珊瑚連理樹」という言葉も出てきており海のサンゴを連想させます。

## 5 『梁書』列傳第四十八、諸夷一西北諸戎一波斯國

國中有優鉢曇花，鮮華可愛。出龍駒馬。鹹池生珊瑚樹，長一二尺。亦有琥珀、馬腦、真珠、玫瑰等，國內不以爲珍。

(中華書局版二十四史第6冊『梁書』211頁)

『梁書』の記述は『南史』とほぼ同様の内容であり、その違いを含めて先の4の項に示したとおりです。

## 6 『舊唐書』列傳第一百四十八、西戎一波斯國

出及大驢 師子 白象 珊瑚樹高一二尺 琥珀 車渠 瑪瑙 火珠 玻璃 琉璃 無食子 香附子 訶黎勒 胡椒 萆撥 石蜜 千年棗 甘露桃

(中華書局版二十四史第10冊『舊唐書』1355頁)

大驢、獅子、白象、高さ一二尺の珊瑚樹、琥珀、車渠、瑪瑙、火珠、玻璃、琉璃、無食子、香附子、訶黎勒、胡椒、萆撥、石蜜、千年棗、甘露桃を出す。

波斯國では、モンゴル馬(大きい驢馬)、獅子、白象、高さ一二尺の珊瑚樹こはく、琥珀めのう、帆立貝かしゆ、瑪瑙るり、太陽光で火をつける玉の火珠、水晶、琉璃色の

宝石、香藥むしよくしの無食子、ハマスゲという漢方薬の香附子こうぶし、タンニンの原料の訶黎勒かりろく、胡椒こしよ、漢方薬の萆撥ひはつ、蜂蜜を固めた石蜜せきみつ、千年棗、甘露桃を産出するというので、羅列したものの一つとして、高さ一二尺の珊瑚樹が記述されており、樹木の珊瑚樹か海のサンゴか分かりづらい記述となっています。

## 7 正史における珊瑚

珊瑚が記述されているのは、5箇所の珊瑚樹を除くと先の表で示したように、14書に36箇所あります。

珊瑚と記述されている場合は、明らかに海のサンゴを示した記述になっているかどうか、念のため確認します。次に海のサンゴであることがわかりやすい2例を紹介します。

### (1) 『史記』列傳第五十七、司馬相如

#### 珊瑚叢生<sup>[十五]</sup>

[十五]【正義】郭云「珊瑚生水底石邊 大者樹高三尺餘 枝格交錯無有葉」

(中華書局版二十四史第1冊『史記』765・766頁)

珊瑚は水底の石邊に生き、大きいものは樹高三尺余りで枝は格子に交錯し有華無し。

水底の石の縁に生きているので、これは海のサンゴを意味しているといつて間違いのないでしょう。

### (2) 『晉書』志第十五、輿服

魏明帝好婦人之飾 改以珊瑚珠 晉初仍舊不改 及過江 服章多闕 而冕飾以翡翠珊瑚雜珠

(中華書局版二十四史第4冊『晉書』204頁)

魏の明帝は婦人の飾りを好み珊瑚の珠を以て改めた。唐が改めざるを晋が初めて改む。長江(揚子江)を過ぎるとすぐに服章の多くを削り減らし、冠を翡翠、珊瑚、雑珠を以て飾る。

この記事は、行幸の列に加わる者の服装などについて説明しているところであり、「冕」は、貴人が着用する礼装用の冠です。これを翡翠などの珠を以て飾りとすることから、この珊瑚は海のサンゴと考えられます。

## 8 まとめ

これまで述べてきたとおり、10世紀までに編集された中国の正史に記述された珊瑚と珊瑚樹の記述を調べた結果、珊瑚と記述されていれば、まず海のサンゴを表していると認められます。また、珊瑚樹と記述されている場合も、海のサンゴを否定するものではなく、むしろ、その大きさから考えると、海のサンゴを示していると考えた方が適切であろうと思います。

ところで、ここで取り上げた『南史』、『梁書』、『舊唐書』における珊瑚樹の記述は、波斯國の條に記述された内容です。この波斯は「はし」や「ペルシア」と読まれ、現在のイランを表す古名とされます。従って珊瑚樹はペルシャに産出したことを表しています。

そして、サンゴは、そのペルシャからもたらされたことが、7世紀半ばに編纂された『唐本草』に次のとおり記述されます。

恭曰珊瑚生南海 又从波斯国及师子国来

(『唐本草』)

珊瑚は南海に生ず。波斯国および師子国より来る。

この記述から、サンゴは南海（海南ではない）に生き、中国へは波斯國（ペルシャ）や師子國（スリランカ）からサンゴが運ばれていたことがわかり、『南史』、『梁書』、『舊唐書』の波斯國の條に記述される珊瑚樹は、サンゴである可能性が高いことを裏付けると考えます。

以上のとおり、10世紀までの中国の正史における珊瑚樹や珊瑚の記事をすべて確認した上で、中国史書の珊瑚又は珊瑚樹の記述は、ともに海のサンゴであろうと結論づけるものです。

### 『韓国道路地図』の竹島

名古屋市 石田敬一

#### 1 インターネットの情報

最近では、インターネットでいろいろな情報が得られる便利な社会になりました。ところがウェブサイトには、嘘か本当か分からないような情報が氾濫しています。たとえば、「2ちゃんねる」や「MIXI（ミクシィ）」などの電子掲示板には、様々な書き込みがあり、その全てが信頼できる情報とはいえません。

その一方で、国や県、市町村などの公共団体や警察、裁判所などの公的機関のウェブサイトでは、信頼できる情報が公開され私たちの生活に役立っています。また、yahoo!地図やGoogleマップなどのウェブサイトでは、航空写真や地形図などが利用できます。Google マップのストリートビューでは、リアルすぎてプライバシーの点から問題になったほどです。

つまり、一概にウェブサイトだから信用できないと画一的に考えるのではなく、情報を選択することが必要であると思います。

私は、ウェブサイトの「コネスト韓国地図」(<http://map.konest.com/>)を利用して全羅南道と全羅北道に多くの「竹島」を見つけることができました。ところが、この「コネスト韓国地図」そのものについて、ウェブサイトだから信頼できないと考える人がいます。これは地図ですから、基本的に地名を故意に情報操作したものではないとは思いますが、もし現地の地名や表示が違っていけば誰もその地図を信用せず使われないでしょうし、そこに所在地がある住民や企業などからクレームが付くことでしょう。私は、「コネスト韓国地図」の地名情報は基本的に信頼できると考えます。

しかし、私がそのように考えたとしても、一つの情報源を根拠にするのは危険ですので、別の資料で情報を確認することは信頼性を増す上で重要な作業であると思います。

#### 2 『根の深い木 ~<sup>セジョン</sup>世宗大王の誓い~』

最近、テレビで毎週楽しみに鑑賞しているのが、韓国の時代劇の『根の深い木 ~<sup>セジョン</sup>世宗大王の誓い~』です。謎解きの要素が入っているので、話に引き込まれます。このドラマは、1446年に朝鮮語を表記するための表音文字であるハ

ングル文字を作った李氏朝鮮第4代国王、世宗<sup>セジョン</sup>大王の話です。

まだ始まりの4話までしか観ていませんが、このドラマにおいてはハングル文字ができるまでに様々な苦難があります。また、このハングル文字が作られ、現在のように普及するまでには、たいへんな紆余曲折があったようです。今後のドラマの展開が楽しみです。

ところで、ハングル文字が発明されるまでは、当然のことですが、漢字を使って朝鮮語が表記されていました。しかし、一般の庶民は漢字を理解したり読み書きすることが困難であったといえます。そこで世宗大王は、一般民衆にも分かりやすい独自の表音文字として、このハングル文字を作ったということです。

韓国の地名についていえば、発音は漢字音に由来していますので、ハングル文字は、漢字で書かれた地名の発音を表示していることとなります。したがって、韓国の地名の読み方に関しては、どんな漢字で表記されているかは、その発音を知る上で、極めて重要です。

### 3 私の思考の出発点

従来の邪馬台国論争においては、地名から邪馬台国の位置を見つけようとした試みが大に行われました。そして様々な邪馬台国の国々の想定地が出現しました。しかし、地名は変動性や類似性が高いことから地名を出発点とすることは適切ではありません。ある場所の位置を特定するには、まず先に史料の記述からおおむねの位置を推測し、その場所に史料に記述される地名があれば、そこを妥当であるとする方法が適切でしょう。その意味で地名を思考の出発点とすることは間違いの元だと常々思っています。

竹島に関する私の思考過程は、地名を出発点としたものではありません。『隋書』倭國伝の行程記事から「百濟～竹島～対馬～壱岐～筑紫」の行路の途中にある竹島は、朝鮮半島南西部辺りに位置づけられると推測したものです。その倭國伝の記述が私の思考の出発点です。

そして、その推測した朝鮮半島南西部の中で、竹島を探した結果、その辺りに竹島が数多く見つかったということなのです。“先に地名ありき

”ではないことが重要です。誤解されている方がいるようなので、繰り返しになりますが、私の思考は倭國伝の記述が前提です。その前提に立って探した結果、朝鮮半島南西部に多くの竹島の地名を見つけたということなのです。

### 4 『隋書』倭國伝の地名

朝鮮半島南西部に竹島が多いのは、竹が繁茂する島が多いからではないかと、私は推測しています。

鹿児島県鹿児島郡三島村のホームページには、「竹島は、その名のとおり島全体を大名竹に覆われた島です。」とあります。

この例を参考にすれば、朝鮮半島の竹島も、竹が繁茂しているから、竹島と呼ばれ、それが地域全体を代表する名称になったのではないかと推測します。

### 5 入手できる現在の韓国地図

私たちが、現在、入手できる韓国の地図は、多くがハングル文字で表示されています。というのもハングル文字が世宗大王<sup>セジョン</sup>により発明され、それから長い年月が経過し定着したため漢字表記の地図はあまり必要が無くなったからでしょう。韓国の教科書や新聞などでは漢字表記を止めているようです。現地の道路標識や施設名でも、ほとんどがハングル文字で表示され、漢字のまま残っているのはごく一部です。

私が手に入れることができた、比較的大縮尺で漢字表記がある韓国の地図は、漢文・英文版「韓国道路地図」（2010年3月、中央地圖文化社）で、縮尺はソウルなどの都市を除き、15万分の1です。地名が、漢字とともに英字とハングル文字で併記されています。

このほかにも漢字とハングル文字が併記された地図としては、中央地圖文化社から朝鮮半島の南海岸観光案内の地図が出版されていますが、縮尺が40万分の1が基本となっており、「韓国道路地図」に比べて小縮尺であるため、詳細を調べる資料としては満足できるものではありません。

表 1

## 「韓国道路地圖」での「竹」名一覧

ページ	地名		島名等	
56	全羅北道	郡山市	—	竹島(島)
67		金堤市	竹山面	*竹山面
76	全羅南道	靈光郡	落月面	竹島(島)
				竹島里
86		新安郡	八禽面	竹島(島)
			慈恩面	竹島(島)
87		新安郡	押海面	竹島(島)
		木浦市	—	*竹山里
90	順天市	西面	*竹坪里	
		住岩面	*竹林里	
92	慶尚南道	泗川市	—	*竹林洞
				*竹林寺
			泗南面	*竹川里
93		馬山市	鎮東面	竹島(島)
	固城郡	龍南面	内竹島	
			*竹林	
			*竹林里	
		固城邑	*竹溪里	
94	鎮海市	—	大竹島(島)	
			小竹島(島)	
		釜山廣域市	沙下區	大竹島(島)
			中竹島(島)	
96	全羅南道	新安郡	黒山面	上竹島(島)
				下竹島(島)
97	新安郡	黒山面	竹島(島)	
			荷衣面	竹島(島)
				大竹島(島)
		飛禽面	*竹林里	
			*竹連里	
98	新安郡	新衣面	上竹島(島)	
				下竹島(島)

注. 頭に\*の印があるものは「竹島」以外で「竹」が付いた地名。

ページ	地名		島名等	
99	全羅南道	海南郡	玉泉面	*新竹里
			溪谷面	*篁竹里
100		長興郡	會鎮面	竹島(島)
			冠山邑	*竹橋里
			*竹青里	
101		高興郡	道化面	竹島(島)
				支竹島(島)
		寶城郡	會泉面	*花竹里
102		麗水市	突山邑	小竹島(島)
				金竹島(島)
103	慶尚南道	南海郡	南面	*竹田里
			彌助面	*竹岩島(島)
104		統營市	光道面	*竹林里
105		統營市	閑山面	竹島(島)
				*每竹里
		巨濟市	延草面	竹島
106	全羅南道	珍島郡	智山面	竹島(島)
			鳥島面	竹島(島)
			長竹島(島)	
			*竹項島里	
107		珍島郡	臨淮面	竹島(島)
				中竹島(島)
		海南郡	花山面	竹島(島)
		莞島郡	蘆花邑	*竹窟島(島)
108		海南郡	松旨面	竹島(島)
				*小竹里
		珍島郡	臨淮面	*竹林里
	(重複)	莞島郡	蘆花邑	*竹窟島(島)
111		麗水市	三山面	巽竹島(島)
				*巽竹里
				*巽竹列島
		高興郡	道化面	支竹島(島)
			*支竹里	

## 6 「韓国道路地図」で確認した竹がついた地名

「韓国道路地図」では、「コネスト韓国地図」で確認した竹島村や竹島峰など一部については、表示されていませんでしたが、「コネスト韓国地図」と同じように朝鮮半島南西部の全羅南道を中心に多くの竹島や、「竹」が付いた「里」等の地名を数多く確認しました。

全羅南道、全羅北道、慶尚南道の朝鮮半島南西部に竹島や竹の付いた地名が数多くあるのは、この辺りに小さな島がたくさんあり、しかも竹が多く繁茂していたからではないかと推測されます。現在も、朝鮮半島南西部のあちらこちらに、竹島を始め竹の付いた地名があるのは、この辺り一帯が竹島と呼ばれていたその名残であろうと思います。

先に紹介した「韓国道路地図」の朝鮮半島南西部で、私が確認できた竹が付く地名は、表1のとおりです。竹島に関しては、以前に私が「コネスト韓国地図」で確認した箇所数よりも、さらに数多くあることがわかりました。

なお、先述のとおり「コネスト韓国地図」で竹島と表示されながら、「韓国道路地図」には見つからなかったものもありますので、そうしたものを加えれば、この「韓国道路地図」で見つけた表1の箇所数よりも、さらに「竹」のついた地名の数が増すことになるでしょう。

これまで通説では、朝鮮半島南西部に竹島の地名は見あたらないとされてきましたが、以上のとおり、「コネスト韓国地図」と「韓国道路地図」の2種類の資料を根拠として、朝鮮半島南西部に「竹島」や「竹」にかかわる地名が数多く在ることを明らかにできたと考えます。

## 7 『隋書』倭國伝の地名

『隋書』倭國伝に記述された地名としては、国名を除くと、阿蘇山、竹斯、一支、都斯麻、竹島があります。阿蘇山は、音読みで「アソサン」と読み、現在も阿蘇山と表記され「アソサン」と音読みします。同様に、竹斯は音読みで「チクシ」と読み、現在は筑紫と表記され「チクシ」と音読みします。一支は音読みで「イキ」と読み、現在は壱岐と表記され「イキ」と音読

みします。都斯麻は音読みで「ツシマ」と読み、現在は対馬と表記され「ツシマ」と音読みします。

ということであるので、『隋書』倭國伝の竹島は音読みで「チクトウ」と読み、現在の地図には竹島と表記されることから、日本語で発音すれば「チクトウ」と音読みすると考えるのが素直であると考えます。

実際に、韓国にある竹島は、ハングル文字で、「쑤도」と表記されます。これは「tʃukdo」と発音します。カタカナで表示すれば「チュクド」です。現在の日本語で発音する音読みの「チクトウ」によく似ています。これは当然のことです。現在の日本の発音も、現在の韓国の発音も、もとの地名は漢字の「竹島」を読んだのですから、現在の日本語の発音と韓国での発音がよく似ているのは当たり前だと思います。

倭國伝の地名と現在の地名を対照すると、次の表2のとおりです。

表2 倭國伝の地名対照

倭國伝の地名		現在の地名	
表記	読み	表記	読み
阿蘇山	アソサン	阿蘇山	アソサン * 1
竹斯	チクシ	筑紫	チクシ * 1
一支	イキ	壱岐	イキ
都斯麻	ツシマ	対馬	ツシマ
竹島	チクトウ	竹島	チクトウ

注. 阿蘇山は「アソザン」とも発音される。また筑紫は「ツクシ」とも発音される。

私は素直に聞きたい。「竹斯」を「チクシ」と読むのであれば、同じ倭國伝の倭國への行程記事の中にあって、「竹斯」の「竹」より27文字前に記述されている「竹島」の「竹」は、同音で「チク」と読むのが当然であろうと思いますが、万一、この「竹島」を「たけしま」と読むのであれば、なぜ、この「竹島」だけを訓読みで「たけしま」と読むのか明快な論証が必要ではないかと思えます。

# 製塩土器についての考察

知多郡阿久比町 竹内 強

## 1 はじめに

私の住んでいる愛知県の知多半島・三河湾では古代、土器による製塩が広く行われていた。東海市の松崎遺跡をはじめとして多くの遺跡から製塩土器の破片が大量に発見され確認されていること、藤原京・平城京などから発見された木簡からはこの地方から都に「調」として塩が運ばれていたことが明記されている。古代この地方の主要な産業であった製塩はどのように行われ、どこから伝播したのか確認してみたい。

## 2 日本人と塩

人間にとって塩は必要不可分なものである。ではその塩を古代の人々はどのようにして摂取していたのであろうか？アラブ系の一部の人々は羊の内臓だけ、イヌイットはアザラシの生の内蔵だけから塩分を摂る。古代日本人は、魚類を含む動物の「はらわた」や木の芽などから「有機塩」を摂った。具体的には、鹿の生肉・白蛤・干し肉などである。

やがて塩は、人間にとって必要なものと言うだけではなく、味覚としての調味料の役割が大きくなる。とくに、稲作がさかんとなり主食が米となって行くと塩そのものが必要となっていた。ところが、ヨーロッパや中国などの大陸のように岩塩のとれない日本では独自の方法で塩を確保しなければならなかった。

## 3 縄文時代の製塩

日本列島に於ける製塩の始まりは、放射性炭素年代測定法で、3000～4000年前（縄文後期末～晩期前半）であり、茨城県の霞ヶ浦東岸地域や広畑貝塚で薄手無紋粗製土器が大量に出土することが知られていた。これが製塩土器であり、

ここで製塩が行われたことを示す最初の報告である。

東北地方では、福島県いわき市の海岸、宮城県仙台湾、岩手県の三陸北部の海岸、青森県陸奥湾などで土器製塩が始まったと考えられている。

ところが、大林淳男は「関東から東北へと広がった土器製塩は弥生時代に入るとその他の地域へ広がらず、しかも、あとには続かなかった。」

（講演要旨『塩の道』—とくに「古代製塩法」について—『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第21号、2004年3月、P.82頁17行）と述べている。

現段階では、縄文時代の製塩土器は松島湾において弥生時代中期に廃絶したと考えられている。

## 4 全国に広がった製塩土器

弥生時代の前期(B. C. 300)に、瀬戸内海の児島付近から始まった土器製塩は、弥生時代後半期には大阪湾や周防灘に技術は拡散し、A. D. 300年頃以降には広島、山口、福岡、熊本、福井、石川、三重、愛知へと拡大して行った。この結果、各地に地域性の強い特有の形の製塩土器が誕生した。

塩の生産、技術の流れに大きく影響を及ぼしたものに奈良時代の「調塩」と呼ばれる税としての塩の納入がある。「調塩」とは古代の税であって租庸調のうち、各地の特産物を税として納める事が調で、製塩国からは大量の塩を納める事を中央から求められる。尾張や三河からは塩の他にサメや魚類の楚割(魚肉を割き塩水に浸して干した物)を調として都に送った。

土器製塩もやがて八世紀になると、「塩田」による製塩法や「鉄釜」をつかった製塩法へと替わって行く。

## 5 定説への疑問

ここまで見てきて大きな疑問にぶつかる。

① 塩の生産が九州や瀬戸内海、近畿地方でなぜ最初に始まらなかったのか？

これらの地域では縄文時代は塩を必要とし

なかったのか？

- ② 縄文時代まだ稲作農耕の遅れていた関東・東北で製塩が何故はじまったのか？

塩分摂取は穀物を主食とすることにより別途塩の補給を必要とした。にもかかわらず、遅れた地域である関東・東北というのは疑問？

- ③ 縄文時代から数百年続いた関東・東北地方の土器製塩が何故突然、弥生時代に入ると消えてしまうのか？

他の地域への伝播は本当にないのか？

## 6 製塩土器・回転式離頭銚とワニ氏

土器製塩が盛んに行われた縄文時代の関東・東北地方の遺跡から発見される遺物の中に回転式離頭銚が含まれる。大型漁・サメやマグロ漁に使用された銚である。縄文時代青森から三陸海岸そして仙台湾で発展し、関東の磐城海岸まで南下したがここでストップし、弥生時代以降に東海・伊勢湾から琵琶湖を越え若狭湾へ、さらに弥生時代後期にはいると鉄製品となり北部九州に到達する。

知多半島の土器製塩の担い手は、ワニ部と呼ばれる人達である。ワニ氏については、京都大学の岸俊男氏の「ワニ氏に関する基礎的考察」(『日本古代政治史研究』1966年、塙書房)の研究がある。この考察では関東以北にワニ氏、ワニ部は存在していないことになっているが、東北・関東には古代氏族の中に丸子氏・丸子部がある。なお、関東以西に丸子部は見あたらない。

太田亮『姓氏家系大辞典』(1963年、角川書店)によればマリコの条に、「丸は和邇にて、丸子は和邇子、即ち和邇氏の子部の義也」とあり、またワニコベの条に「ワニコベなれど、後世多くマリコ、或いはマルコと訓むを以て此処に載せたり」と記している。

## 7 まとめ

縄文時代から東北・関東地方で大型漁を行っていた人々は同時に土器製塩も盛んに行っていた。大型魚の中にはサメを含んでいたサメは古代より日本では「ワニ」と呼びこれを祀っていた

た集団がいて彼らは丸子部(わにこべ)と名乗りやがてワニ氏、ワニ部となったのではないだろうか。彼らは縄文時代か弥生の時代にかけて何らかの理由(或いは東北地方で1000年に一度起きると言われる大津波)で西へと移動をしたのではないかと推測する。

## 2月例会報告

### ○ 『日本書紀』年表4

瀬戸市 林 伸禧

さきに、『日本書紀』年表1(神代)、同年表2(神武紀～応神紀)を作成し、発表した。今回、『日本書紀』年表3(仁徳紀～武烈紀)を作成したので、報告した。

### ○ 対馬や済州島の珊瑚礁について

名古屋市 石田敬一

2013年1月の当例会において、珊瑚礁の北限について議論があったので、その北限は対馬沖であり、約4300年前から形成されてきたとする、国立環境研究所の見解が報道された読売新聞の記事を示した。

また、対馬より南に位置する済州島の沖は、珊瑚礁の鑑賞が観光の一つになっていることと済州島の東にある牛島のサンゴの砂浜が観光地になっていることを示した。

### ○ 日本における「竹島」の地名について

名古屋市 石田敬一

2013年1月の当例会において、竹島はありふれた名前でも日本のどこにでも数多くあるといった発言があり、事実はそのではなく、竹島は10県のなかでもごく限られたところにしかないことを示した。

### ○ <sup>ノロジカ</sup>麋鹿について

名古屋市 石田敬一

<sup>ノロ</sup>麋は、ユーラシア大陸中高緯度の中国や朝鮮半島に生息する小型の鹿であることを『広辞苑』第四刷(新村出著、岩波書店、1991年11月)により示し再確認した。なお、現在も済州島には、ノロジカが生息している。

## ○ 中小路俊逸氏の「私の学問の方法」

瀬戸市 林 伸禧

中小路俊逸氏は講演録「海と人と王権と」(『シボジウム 倭国の源流と九州王朝』、古田武彦編、1990(平成2年)年11月、新泉社、80~87頁)で、氏の学問の方法論を述べていたので、その方法論を紹介した。

## ○ 百済救援に参戦した人々

名古屋市 佐藤章司

1 齊明天皇7年(681年)8月に百済救援のために出兵した前軍の將軍大花下安曇比羅夫連・小花下河辺百枝臣、後軍の將軍大花下安倍引田比羅夫大臣・大山上物部連熊・大山上守君大石・大山下大山下狭井連檳榔・小山下秦造田来津らの冠位は、九州王朝の制定した制度(拙著「九州王朝の評と冠位」考、『東海の古代』150号、平成25年2月参照)であって、九州王朝の元に百済救援に集まったものであると主張した。

また、慶雲4年(707年)、その際に捕虜になった讃岐国錦部刀良、陸奥国の壬生五百足、筑後国の許勢部形見らが解放されて帰還したが、とりわけ遠方の陸奥国から何故に派兵されたのかと疑問を提示した。

2 常陸国香島郡にある「虎塚古墳」は、九州北部に数多くある装飾古墳に類似し、その影響下にあるので、常陸国の支配者層の一部には九州王朝出身者がおり、百済への派兵に繋がったのであろうと述べた。この際、常陸国

と陸奥国の関連性について質問があった。

## 3月例会予定

日時：3月10日(日) 午後1時30分~5時

**<注意>当日は名古屋マラソンの交通規制あり。**

場所：名古屋市市政資料館(第5集会室)

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

## 今後の予定

4月例会：4月21日(日)名古屋市市政資料館

5月例会：5月19日(日)名古屋市市政資料館

例会は、4・5月とも**第3日曜日**です。

古田武彦氏とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

## 会員募集

平成25(2013)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特典：・例会参加料無料(例会欠席時は、例会資料を送付)

- ・会報誌「東海の古代」の毎月配布
- ・論集(古代への碑)の配布

振込先：ゆうちょ銀行(普通口座)

- ・〔名前〕古田史学の会・東海〔記号〕12110〔番号〕12993951
- ・他金融機関からの振込の場合〔店名〕二一八(読み ニイチハチ)
- 〔店番〕218〔預金種目〕普通預金〔口座番号〕1299395

※「ゆうちょ銀行口座」同士の送金は、ATMで送金される場合、振込手数料が無料となります。



